

## 社会福祉法人新座市社会福祉協議会弔慰規程

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の関係者に対する弔慰について定めることを目的とする。

第2条 本会の弔慰の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本会の役員
- (2) 本会の評議員及び支部長

第3条 本会の弔慰は、花輪又は生花及び香料（10,000円）を供呈して行う。

第4条 この規程に定めがあるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年12月12日改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月28日から施行する。